（経過措置）

2　平成二十六年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

告示

○厚生労働省告示第三百号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月一日から適用する。ただし、同年七月三十一日以前に死亡した者に係る葬祭料の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「平成二十四年三月三十一日以前」を「平成二十五年三月三十一日以前」に改め、同号の表中「二四・六四」を「二四・五八」に、「二一・七〇」を「二一・六五」に、「二〇・四八」を「二〇・四三」に、「一九・五九」を「一九・五四」に、「一八・四八」を「一八・四三」に、「一七・八三」を「一七・七九」に、「一七・五七」を「一七・五三」に、「一六・五一」を「一六・四七」に、「一五・五三」を「一五・五〇」に、「一三・八九」を「一三・八六」に、「一二・五〇」を「一二・四七」に、「一一・二四」を「一一・二〇」に、「一〇・一七」を「一〇・一五」に、「九・三一」を「九・二九」に、「八・四五」を「八・四三」に、「七・六〇」を「七・五九」に、「六・七三」を「六・七二」に、「五・八九」を「五・八七」に、「五・〇六」を「五・〇五」に、「四・四四」を「四・四三」に、「三・八四」を「三・八三」に、「一・八二」を「一・八一」に、「一・五四」を「一・五三」に、「一・四七」を「一・四六」に、「一・四〇」を「一・三九」に、「一・三二」を「一・三一」に、「一・二二」を「一・二一」に、「一・〇七」を「一・〇六」に、

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇七
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇六
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇〇

を

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇〇

に改める。

○厚生労働省告示第三百一号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第七項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を、支給対象月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率として定め、平成二十六年八月一日から適用し、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（平成二十五年厚生労働省告示第二百五十三号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、平成二十六年七月以前の支給対象月（平成二十四年八月から平成二十六年七月までの間の支給対象月にあっては、同年七月三十一日以前の申請に係るものに限る。以下同じ。）における高齢雇用継続基本給付金及び平成二十六年七月以前の再就職後の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金の支給限度額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

平成二十四年八月から平成二十五年七月まで	三十三万五千三百十六分の三十四万三千三百九十五
平成二十五年八月から平成二十六年七月まで	三十三万五千三百十六分の三十四万千五百三十八
平成二十六年八月から平成二十七年七月まで	三十三万五千三百十六分の三十四万七百六十一

○厚生労働省告示第三百二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第八項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用し、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（平成二十五年厚生労働省告示第二百五十四号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金に係る額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

二千五十分の二千三百

○厚生労働省告示第三百三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第十項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用し、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（平成二十五年厚生労働省告示第二百五十五号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、休業開始応当日が同日以前である支給単位期間に係る介護休業給付金に係る休業開始時給付基礎日額の下限額及び上限額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

下限額に乗じる率　二千五十分の二千三百

上限額に乗じる率　一万三千九百八十分の一万四千二百